３　新規則第十八条の十五の九の規定及び新規則別表第七㈢に定める書式は、令和六年以後の各年において新法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等に開設されている同項の非課税口座に係る同項の報告書及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されている同項の未成年者口座に係る同項の報告書について適用し、令和五年以前の各年において旧法第三十七条の十四第三十一項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の非課税口座に係る同項の報告書及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の未成年者口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

４　前項に規定する書式は、当分の間、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）の相当の規定に定める報告書に、新規則別表第七㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第三条　新規則第十九条の十一第五項の規定は、個人が施行日以後に租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定新規株式について適用し、個人が施行日前に旧法第四十一条の十九第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定新規株式については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　分割等（分割又は現物出資をいう。以下この項及び第四項において同じ。）について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十五号。以下「改正令」という。）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第二十七条の四第十四項又は第三十七項の届出（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次項において「令和二年旧効力措置法施行令」という。）第三十九条の三十九第九項又は第三十項の届出を含む。）をした法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条及び附則第六条において同じ。）が当該分割等について改正令第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二十七条の四第十四項又は第三十項の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする事業年度の同法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等（次項及び次条第一項において「確定申告書等」という。）に新令第二十七条の四第十四項又は第三十項の書類の添付があるものとみなす。この場合において、当該書類には、当該分割等に係る同法第二条第二項第五号に規定する分割法人又は同項第七号に規定する現物出資法人の各事業年度の新令第二十七条の四第十六項に規定する移転試験研究費の額又は同条第二十一項第一号イに規定する移転売上金額として記載されたものとみなす。

２　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の五の二に規定する現物分配について旧令第二十七条の四第十六項の届出（令和二年旧効力措置法施行令第三十九条の三十九第十一項の届出を含む。）をした法人が当該現物分配について新令第二十七条の四第十四項の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の書類の添付があるものとみなす。この場合において、当該書類には、当該現物分配に係る租税特別措置法第二条第二項第九号に規定する現物分配法人の各事業年度の新令第二十七条の四第十六項に規定する移転試験研究費の額として零が記載されているものとみなす。

３　新規則第二十条の規定の適用については、法人の連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び附則第七条第二項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。附則第七条第二項において同じ。）の令和二年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額は、法人の事業年度の租税特別措置法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額とみなす。

４　改正令附則第七条第三項に規定する経過期間内に行われた分割等に係る同条第二項に規定する分割承継法人等又は同項に規定する分割法人等に該当する法人（旧令適用法人（同項に規定する旧令適用法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）が、当該分割等について新令第二十七条の四第十四項又は第三十項の規定の適用を受けようとする場合（旧令適用法人が当該分割等について旧令第二十七条の四第十四項又は第三十七項の規定の適用を受ける場合に限る。）には、新令第二十七条の四第十四項又は第三十項の書類に新規則第二十条第三項第一号へ又は第二十九項第六号に掲げる金額として記載する当該分割法人等の各事業年度の新令第二十七条の四第十六項に規定する移転試験研究費の額又は同条第三十二項に規定する移転売上金額は、当該分割等に係る旧令適用法人が当該分割等について旧規則第二十条第八項又は第四十五項の届出書に記載する同条第八項第四号又は第四十五項第四号に掲げる金額のうち当該各事業年度の旧令第二十七条の四第十四項に規定する移転試験研究費の額又は同条第二十一項第一号イに規定する移転売上金額と同じ金額としなければならない。

（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却に関する経過措置）

第五条　改正法附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（次項において「旧効力法」という。）第四十三条の二第一項に規定する財務省令で定めるものは、国土交通大臣及び同項に規定する港湾管理者の同項に規定する特定技術基準対象施設が災害その他やむを得ない事情により同項の報告を行った日以後三年を経過する日までに当該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難となったものである旨を証する書類の写しを確定申告書等に添付することにより証明がされた場合における当該特定技術基準対象施設とする。

２　旧効力法第四十三条の二の規定に基づく旧規則第二十条の十一の規定は、なおその効力を有する。

（法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第六条　第一条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項から第七項までの規定は、法人が令和六年四月一日以後に新法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が同日前に租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る同法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が同日以後に同表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

２　法人が令和六年四月一日前に租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産に係る同法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、新規則第二十二条の七第五項第五号、第六項第六号及び第七項第一号中「、種類、構造、規模」とあるのは、「、種類」とする。